

平成30年度第1回多摩市国民健康保険運営協議会 議事要旨

平成30年5月17日

401会議室

1 開会

会長 議事録署名人は、常世田委員、大井委員とする。

2 報告事項

①平成30年多摩市議会第1回定例会、平成30年多摩市議会第1回臨時会について

事務局 資料2及び資料10に基づき説明。

会長 特定健診受診率の目標が60%だが、平成28年度は47.7%ということで、大きな開きがあるが、今後の目標が変わるという可能性はあるのか。

事務局 第3期特定健康診査等実施計画にも目標を定めているが、この計画が平成30年度から35年度までの6年間となっている。計画最終年度の特定健康診査の受診率の目標値は60%になっており、これに変更はない。なぜ60%かという、この数値は国が定めており、60%を目標値とするということになっている。

②平成29年度多摩市国民健康保険特別会計3月補正予算について

事務局 資料3及び資料4-①、4-②に基づき説明。

委員 被保険者数が大幅に減ったというような記述があるが、これはどんな理由で減っているのか。

事務局 後期高齢者医療制度への移行される方、また、平成28年10月に社会保険の適用拡大がされたことで、国保から社会保険に移行した方が多い。

会長 歳出に共同事業拠出金とあるが、具体的にはどのような支出なのか。

事務局 これは国保連合会で、レセプトの金額が80万円を超えるような高額な金額のレセプトに対して、都内の保険者間で、ある種再保険事業と言っていいかもしれないが、拠出金を拠出しておき、高額レセプトが来たとすれば、それは保険者に対する保険事故に相当するものでこれに対する交付金が交付される。歳出は拠出となり、掛け金のようなものに相当するものだが、これがその金額になっている。

委員 歳入で、国民健康保険税の徴収率が現年度29年度で93.23%取れたということで、逆に言えば7%ぐらいが未収ということになる。滞納分というのは、多分28年度以前の調定分、要は納めてもらわなければいけない分のうち29.22%が29年度取れたということで、逆に言えば7割が取れてないということで、7割歳入できる見込みはあるのか。

事務局 滞納分徴収率30%台あれば、通常、日本中の自治体の中では高いほうになっている。残りの7割を全部取るというのは、現実的には他の税でも同様だが、極めて困難かと思われる。

委員 7割の方に対して、何かアクションはしているのか。時効中断の措置とか、分割納付などは行っているわけですね。

事務局 時効にならないために、差押等を行っている。7割の中には、大変生活が苦しい方々、課税後に生活保護になられた方、または、病気や事故を原因として、障害者になられた方、このような担税力がない方々が当然含まれているので、その点に関しては調査を行い、調査の結果徴収できないと見込まれた場合には、執行停止行い、後日、不納欠損処理を行っている。

③平成30年度多摩市国民健康保険特別会計当初予算について

事務局 資料5及び資料6-①、6-②に基づき説明。

質疑なし

④多摩市国民健康保険財政健全化計画について

事務局 資料8に基づき説明。

資料8をご覧いただきたいと思います。

委員 糖尿病などの医療費がかなり掛かるような疾病に対する予防など、そういう取り組みを行ったほうが、赤字を出さないために有効ではないかと思う。

事務局 医療費適正化を進めていくという中では、特定健診や糖尿病重症化予防事業などの保健事業を引き続き取り組みを進めていく。

糖尿病重症化予防については、平成30年度から新たな仕組みとして、地域の調剤薬局の薬剤師の先生に継続的に支援に関わっていただくという仕組みを導入し、更に充実させていきたいと考えている。

委員 そういう取組みを徹底すれば、かなり医療費は適正化されると思う。

事務局 そちらの取組み内容については、国保の運営指針にも反映させていく。

事務局 今、お話しいただいたように、一般に人工透析等、糖尿病が重症化した場合は、年間500万円以上の金額が掛かるという状況もある。国民健康保険もそうだが、高齢支援課でもそうした介護予防の取組みを行っており、市役所の中でも様々な健康推進管理の事業を行っている。それらを連携しながら、全庁を挙げて医療費の適正化に取り組んでいく必要があると考えている。

⑤平成30年度多摩市国民健康保険運営協議会スケジュールについて

事務局 資料9に基づき説明。

質疑なし

3 その他

①平成30年度国保制度改革及び保険税率等改定市民説明会の開催結果について

会長 参加率が低いようだが、他の自治体も低いのか。

事務局 日野市で以前聞いたことがあるが、やはり出席者の方は1桁の数だということは聞いている。

委員 明確な基準があれば教えていただきたいが、軽減所得基準額の変更について、例えば、基準額が33万というのは、多分これは市民税の基礎控除の金額と同じだろうと思うが、その隣の27万5,000円と、その下の2割軽減の50万という金額掛ける被保険者数だが、この27万5,000円と50万円というのは、何か参考になるような基準があるのかお聞きしたい。

事務局 基準額の引き上げについての考え方は、内閣府が作成する経済見通しの物価上昇率を参考に判断することになっている。

委員 特に単価の27万5,000円と50万というところは何かあるのか。物価か何かの上昇率でたまたま27万5,000円になった、こういう感じなのか。

事務局 平成30年度の経済見通しでは、物価が1.1%程度上昇する見込みとなった。厚生労働省が、その上昇率を参考にそれぞれ5,000円、1万円の引き上げを行った。

委員 これまでも、軽減判定基準額は変わってきていたのか。

事務局 そうだ。

②次回運営協議会の開催について

事務局 次回の運営協議会は7月19日としたい。

4 閉会